

答申第58号

「特定個人に実施したポリグラフ検査の結果の非開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「特定日以後特定警察署において特定個人に実施したポリグラフ検査の結果」につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関に対し、平成25年2月14日付けで、「特定日以後特定警察署において特定個人に実施したポリグラフ検査の結果」について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対して実施機関が、平成25年2月19日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき行った本件処分について、その取消しを求めるものである。

### 2 審査請求の理由等

審査請求人の審査請求書、開示決定等理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回の開示請求に対して、実施機関は、条例第10条に該当するため非開示としている。この第10条の規定は、そもそも日本国憲法（以下「憲法」という。）第13条（個人の尊厳）が規定した最大限尊重される権利を侵害したものである点で上位法に触れ、さらに、憲法第11条規定（基本的人権）の無視、憲法第37条規定における刑事被告人の権利を侵害し、憲法第16条規定における請願権にも抵触した点では憲法違反であると考える。
- (2) 今回の請求（文書）は、刑事捜査の過程で、特定警察署が実施したものであるが、実施後、本人に一切の説明も開示もなく、裁判上、警察の有利なものとなるものか、請求人（本人）の有利なものとなるものかの判断資料とすることすらさせていなかったことは、平等に裁判を受ける権利を侵害したもので法律違反である。さらに検査を受けた本人の尊厳を傷つけただけでなく、本人の有利な裁判上の証拠にもなり得るものをすべて隠滅したものである。したがって、公正・公平な裁判を受けるために、開示は絶対に必要なものである。
- (3) 条例第7条第2号ロ規定、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なものであるので、この度審査請求に至った。
- (4) 条例が個人識別情報を非開示としている趣旨は、開示することにより本人のプライバシー等が侵害されるおそれがあることにある。
- (5) 本件では、そのプライバシーの主体である本人が、開示について同意しているし、当該本人が開示を強く希望している。
- (6) 開示を求めている趣旨が、本人の権利利益を守るために必要があり、その開示によらなければ今後再審査請求等の公正な裁判を受ける権利を侵害されることになる。

開示によって得る権利利益は条例が保護する権利より優越することは明らかであるばかりか、その結果、本人の権利を守り、再審請求裁判において事実を明らかにするための証拠として必要なものである。また、憲法が保障する本人の名誉回復のためにも絶対的に必要な情報である。

(7) したがって、今回の請求では、本人のプライバシーについて考慮する必要がなく、条例が個人識別情報を非開示としている趣旨に当てはまらない。

### 第3 実施機関等の主張要旨

栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）の開示決定等理由説明書並びに諮問庁及び実施機関の職員からの意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件請求の対象公文書の性格について

本件請求は、請求書に記載された特定個人が、特定警察署において、一般的に事件の捜査過程で行われるポリグラフ検査を受けた結果を求めているものと認められた。

したがって、本件請求の対象とされた公文書について、当該公文書の存否を答えるだけで、特定個人が、何らかの事件の関係者として捜査の対象となったか否か、その捜査過程でポリグラフ検査を受けたか否かの事実を答えたことと同様の結果になると認められる。

#### 2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示と規定している。

本件請求の対象とされた公文書に対して決定を行うことは、特定個人が捜査の対象となったか否か、ポリグラフ検査を受けたか否かの事実を答えることと同様の結果となり、これは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、条例第7条第2号に該当する。

#### 3 条例第7条第2号ただし書口該当性について

ただし書口は、非開示情報である個人に関する情報のうち、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は開示するとの規定である。

つまり、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優先する公益があるときは、開示するというものである。

本件請求に係る個人情報、特定個人が捜査の対象となったか否か、ポリグラフ検査を受けたか否かとの情報であり、その性質から一般的に他人に知られたいと考える秘匿性の高い情報である。

本件請求において、これを非開示とすることによって保護される個人の権利利益と開示することによって確保される公益を比較衡量しても、開示することによって確保される公益が、非開示とすることによって保護される個人の権利利益に優越する特段の事情は認められない。

よって、条例第7条第2号ただし書口には該当しない。

#### 4 公文書の存否応答拒否について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる旨を規定している。

本件請求の対象とされた公文書については、その存否を明らかにするだけで、上記2で述べた条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例第10条を適用し、公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した非開示決定をしたものである。

#### 5 その他

審査請求人には、公文書開示請求制度は、請求人が誰であるかは問わない制度であるため、本件のような開示請求を行っても、該当公文書の存否も答えられない旨説明した。また、公文書に記録されている自己の保有個人情報の開示を請求できる栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）に基づく保有個人情報開示請求制度を案内した。ただし、保有個人情報開示請求は、当該本人が請求しなければならない旨説明した。その際、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に該当する個人情報は保有個人情報開示請求制度の適用が除外される旨も説明した。

### 第4 審査会の判断

#### 1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

#### 2 本件請求の対象とされた公文書の性格について

本件請求の対象とされた公文書は、特定の日特定警察署において特定個人に実施されたとされているポリグラフ検査の結果を示す公文書である。したがって、当該公文書の存否を答えることは、特定個人が特定警察署でポリグラフ検査を受けた

か否かの事実を開示することになる。

### 3 具体的な判断

#### (1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報として規定している。

特定個人が特定警察署でポリグラフ検査を受けたかどうかは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、条例第7条第2号本文に該当するものである。

審査請求人は、本件請求が条例第7条第2号ただし書ロに規定される「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当すると主張している。

条例第7条第2号ただし書ロに該当するかどうかの判断は、非開示とすることによって保護される第三者の権利利益と開示されることによって確保される権利利益とを比較衡量することによって行うものであり、一個人の利益に止まるものは該当しない。

よって、条例第7条第2号ただし書ロに該当せず、さらに、同号ただし書イ及びハに該当する事情も存しないため、同号ただし書に該当しないと判断する。

なお、本件請求は、審査請求人が個人識別情報の対象である本人の同意を得ており、本人の父親であるという立場を強調しているが、条例第7条第2号該当性は、請求人のいかに問わず判断すべきものであり、請求人の属性（親族であるとか、同意を得ているとか）により、開示・非開示の判断に影響を与えるものではない。

#### (2) 公文書の存否応答拒否について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

本件請求の対象とされた公文書については、その存否を明らかにするだけで、上記(1)で述べた条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した非開示決定は妥当であると判断する。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年3月27日	諮問書の受理
平成25年5月1日	開示決定等理由説明書の受理
平成25年6月6日	開示決定等理由説明書に対する意見書の受理
平成25年7月2日 (第233回審査会)	審議（経過等説明）
平成25年8月22日 (第234回審査会)	・ 諮問庁及び実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審査請求人の口頭意見陳述
平成25年10月8日 (第235回審査会)	審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊 池 昌 彦	株式会社下野新聞社取締役	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
根 本 智 子	弁護士	
廣 木 昭 男	元県央高等産業技術学校長	会長職務代理者
堀 眞由美	白鷗大学教授	